

食品安全委員会（第467回会合）議事概要

日 時：平成25年3月18日（月） 14：00～15：53

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道0名、役所8名、一般15名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 2案件
 亜塩素酸ナトリウム

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

今回の諮問内容である亜塩素酸ナトリウムの使用基準の改正については、改正後の使用基準においても、当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないとされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしてもヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれは認められず、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

食品、添加物等の規格基準の改正について

- ①「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」に係る「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準の改正
- ②「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」に係る「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準の改正

→厚生労働省及び担当委員の山添委員から説明。

今回の諮問内容である食品、添加物等の規格基準の改正については、改正後の規格基準においても、これらの添加物は最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされており、これらの添加物の分解又は中和により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、これらの添加物を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

- ・ 農薬 6品目（全てポジティブリスト制度関連）（一括削除）

- ①アニロホス
- ②ジクロフェンチオン
- ③バミドチオン
- ④ピリダフェンチオン

- ⑤ミルネブ
- ⑥メタゾール
- ・動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）（一括削除）
アクロミド

→厚生労働省から説明。

国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、当該残留基準の削除については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

- ・農薬 16品目（全てポジティブリスト制度関連）
 - ①アイオキシニル
 - ②イプロジオン
 - ③エテホン
 - ④オキサミル
 - ⑤カルフェントラゾンエチル
 - ⑥クロリダゾン
 - ⑦ジクロールプロップ
 - ⑧ジクワット
 - ⑨ターバシル
 - ⑩ピリミホスメチル
 - ⑪フルシトリネート
 - ⑫プロフェノホス
 - ⑬ホルクロルフェニユロン
 - ⑭メタミトロン
 - ⑮メチダチオン
 - ⑯レナシル
- ・農薬及び動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）
ダイアジノン
- ・動物用医薬品 1品目（ポジティブリスト制度関連）
フルアズロン
- ・動物用医薬品及び飼料添加物 2品目（全てポジティブリスト制度関連）
 - ①ハロフジノン
 - ②ラサロシド
- ・農薬 2品目（全てポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連）
 - ①ジクワット
 - ②ピリミホスメチル

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

農薬16品目については、農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品1品目については、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。また、動物用医薬品1品目については、動物用医薬品専門調査会において、動物用医薬品及び飼料添加物2品目については肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 1品目（評価要請の取下げ）
アミロペクチンジャガイモAM04-1020系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

平成24年7月11日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品健康影響評価要請があった本品目については、取り下げられたものと認め、

現在実施中の調査審議は中止することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（“京都微研”カーフウィン6）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「シエノピラフェンの一日摂取許容量を0.05mg/kg体重/日と設定する。」「フロニカミドの一日摂取許容量を0.073mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬「アラクロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アラクロールの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した22品種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

(4) 食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

→事務局から説明。

案のとおり「食品安全委員会専門調査会運営規程」、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」及び「調査・研究企画調整会議の設置等について」の一部改正が了承された。